

茅野市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生命の安全を確保するため、危険住宅の除却、解体又は曳家^{ひき}（以下「除却等」という。）をして移転を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険住宅 次に掲げるいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項の規定を適用する住宅であって、生活の本拠となっているものに限る。）又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、同法第2条第35号に規定する特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。

ア 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第2条第1項に規定する災害危険区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定により長野県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 曳家^{ひき} 住宅を解体せずそのまま移動させて、他の場所に移すことをいう。

(3) 危険住宅移転事業 危険住宅除却等事業及び危険住宅に代わる住宅の建設事業をいう。

(4) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等をするをいう。

(5) 危険住宅に代わる住宅の建設事業 危険住宅に代わる住宅を建設又は購入すること並びに必要な土地の取得し、及び造成することをいう。

(6) 最低基準 次のアからウまでに掲げる基準をいう。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと。

イ 外皮平均熱貫流率（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。）（単位は、1平方メートル1度につきワットとする。）の数值が0.5以下であること。

ウ 省エネ基準省令に準拠した評価方法により一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）を算出した場合において、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量（省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）が、基準一次エネルギー消費量（同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）より20パーセント以上削減されて

いること。この場合において、算出する一次エネルギー消費量は、暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備に係るものに限るものとする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、戸建ての危険住宅の所有者で、当該危険住宅に申請のあった日から起算して5年以上前から居住し、かつ、住民登録していること（賃貸住宅を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の対象としない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
- (2) 過去にこの告示による補助を受けている者

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、危険住宅移転事業とし、補助対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。ただし、危険住宅に代わる住宅の建設事業は、危険住宅除却等事業と合わせて実施する場合に限り、補助対象事業とするものとする。

事業の種類	補助対象経費	補助額
危険住宅除却等事業	市内の危険住宅の除却費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費及びその他移転に伴う諸経費	国及び長野県から市に対し交付される補助額に、左欄に掲げる補助対象経費のうち国庫補助対象額の4分の1に相当する額を加えた額。ただし、社会
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅除却等事業を実施し、市内に危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の費用	資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）附属第Ⅲ編のがけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等に定める額を限度額とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に伴う諸経費に要する費用（危険住宅に代わる住宅の建設又は購入するために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額の費用を除く。）	1戸につき、20万円を限度とする。

4 前項の規定にかかわらず、交付決定の日の属する年度の2月末日までに補助対象事業が完了しないとき、補助対象事業としないものとする。

5 補助額の合計に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 危険住宅に代わる住宅の建設事業で新築する住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1号ア及びイに規定する区域外の住宅であること。
- (2) 最低基準に適合すること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項に定める要件（この場合において、同項中「数値）を乗じて得た数値」とあるのは「数値）を乗じて得た数値に、更に1.25を乗じて得た数値」と、「数値を乗じて得た数値」とあるのは「数値を乗じて得た数値に、更に1.25を乗じて得た数値」とする。）に適合すること。この場合において、同項に規定する国土交通大臣が定める基準である木造建築物の軸組の設置の基準を定める件（平成12年建設省告示第1352号）の適用については、「必要壁量で」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値で」とする。

イ 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）が等級2以上であること。

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けたものであること。

- (4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為に係る住宅でなく、かつ、同条第5項の規定による公表に係る住宅でないこと。

（事前の申出）

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の前年の9月末日までに、次条の申請を行う旨を市長に申し出るものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、茅野市災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）、危険住宅移転事業計画書（様式第2号）及び危険住宅に代わる住宅建設事業（購入）計画書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請者に茅野市災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定後、補助対象事業に係る契約を締結し、当該事業に着手するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を廃止し、若しくは中止しようとするときは、茅野市災害危険住宅移転事業内容変更承認申請書（様式第5号）又は茅野市災害危険住宅移転事業中止届（様式第6号）を速やかに市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、茅野市災害危険住宅移転事業内容変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、茅野市災害危険住宅移転事業実績報告書（様式第8号）、災害危険住宅移転事業実施状況調書（様式第9号）及び災害危険住宅除却等事業費支払内訳書（様式第10号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、茅野市災害危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条第2項に規定する通知書を受領後、速やかに茅野市災害危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求書を受領したときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件、法令又はこの告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を求めるものとする。

(書類の整理等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了した後、当該書類を5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年度の補助金の申請分から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度の補助金の申請分から適用する。